

平成 27 年 8 月 4 日  
株式会社日本政策金融公庫

## 「賃金水準上昇対策特別相談窓口」の追加設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、平成 27 年 7 月 28 日付で全国 152 支店の国民生活事業及び中小企業事業において「賃金水準上昇対策特別相談窓口」を設置しておりますが、今般、8 月 3 日付で本店農林水産事業本部及び全国 48 支店の農林水産事業に同相談窓口を追加設置いたしました。

窓口追加設置場所	お問い合わせ先
本店 農林水産事業本部	フリーコール 0120-926478 所在地 東京都千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー
支店 農林水産事業 (48 支店)	日本公庫ホームページをご覧ください ( <a href="http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html">http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html</a> )

日本公庫は、賃金水準の上昇等の影響により、資金繰りに困難を来している農林漁業や農林水産物の加工・流通業を営む皆さま、中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に対し、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

### 【農林漁業者向けの主な資金制度】

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率(※1)
農林漁業 セーフティネット資金	社会的・経済的な環境変化を原因とする売上や所得の減少など一定の要件を満たす農林漁業者の方が、経営の安定を図るために必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】(※2) 年間経営費等の 3/12以内	10 年以内 (3 年以内)	0.45%以内

※1 利率は平成 27 年 8 月 4 日現在のもので、金利情勢により変動します。

※2 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。